別記様式第6（第7条関係）

フレキシブルディスク提出票

年　月　日

内閣総理大臣、原子力規制委員会　殿

住所

氏名　印

（法人にあってはその名称及び代表者の氏名）

原子力災害対策特別措置法第7条第3項の規定による届出に際し提出すべき書類に記載すべきこととされている事項を記載したフレキシブルディスク及び原子力事業者防災業務計画を提出いたします。

本票に添付されているフレキシブルディスクに記録された事項は、事実に相違ありません。

備考1　用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。

2　2枚以上のフレキシブルディスクを提出するときは、フレキシブルディスクごとに整理番号を付する。

3　氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。この場合において、署名は必ず本人が自署するものとする。

○文部科学省・経済産業省・国土交通省令第1号

原子力規制委員会設置法（平成二十四年法律第四十七号）の施行に伴い、並びに関係法令の規定に基づき、及び関係法令を実施するため、原子力規制委員会設置法の施行に伴う文部科学省・経済産業省・国土交通省関係省令の整理に関する省令を次のように定める。

平成二十四年九月十四日

文部科学大臣　平野　博文

経済産業大臣　枝野　幸男

国土交通大臣　羽田雄一郎

原子力規制委員会設置法の施行に伴う文部科学省・経済産業省・国土交通省関係省令の整理に関する省令

（核燃料物質等の工場又は事業所の外における廃棄に関する規則の一部改正）

第一条　核燃料物質等の工場又は事業所の外における廃棄に関する規則（昭和五十三年総理府令第五十六号）の一部を次のように改正する。

第一条第三号中「実用舶用原子炉の設置、運転等に関する規則」を「船舶に設置する原子炉（研究開発段階にあるものを除く。）の設置、運転等に関する規則」に改める。

第二条第一項第七号中「主務大臣（法第五十八条第一項各号に掲げる原子力事業者等の区分に応じ、当該各号に定める大臣をいう。以下同じ。）」を「原子力規制委員会」に改める。

第三条第一項及び第二項を削り、同条第三項中「機構が行う法第五十八条第二項に規定する」を「法第五十八条第二項の規定により廃棄に関する」に改め、「法第六十五条第一項に規定する」の下に「独立行政法人原子力安全基盤機構（以下「機構」という。）の」を加え、同項を同条とする。

第五条の二中「主務大臣又は」を削る。

第五条中「主務大臣」を「原子力規制委員会」に改める。

第八条中「様式第二」を「様式」に改める。

様式第一を削る。

様式第二の表面中「主務大臣」を「原子力規制委員会」に改め、同様式の備考2を削り、同様式の備考1を同様式の備考2とし、同様式の裏面中「文部科学大臣、経済産業大臣、国土交通大臣又は」を「原子力規制委員会、文部科学大臣、国土交通大臣又は」に、「（文部科学大臣、経済産業大臣」を「（原子力規制委員会」に、「区分（核原料物質使用者」を「区分（同項各号の当該区分にかかわらず、核原料物質使用者については原子力規制委員会」に、「、第64条第3項各号の当該区分にかかわらず、文部科学大臣」を「文部科学大臣、経済産業大臣又は国土交通大臣は、第1項」を「原子力規制委員会は、第1項」に、「文部科学大臣、経済産業大臣又は国土交通大臣は、第65条」を「原子力規制委員会又は国土交通大臣は、第65条」に、「第28号」を「第27号の2から第27号の4まで、第28号」に改め、同様式を様式とする。

（核燃料物質等の工場又は事業所の外における運搬に関する規則の一部改正）

第二条　核燃料物質等の工場又は事業所の外における運搬に関する規則（昭和五十三年総理府令第五十七号）の一部を次のように改正する。

本則中「主務大臣」を「原子力規制委員会」に、「主務省令」を「原子力規制委員会規則」に改める。

第一条第六号中「（核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（以下「法」という。）第五十九条第一項各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に定める大臣をいう。以下同じ。）」を削り、同条第八号中「実用舶用原子炉の設置、運転等に関する規則」を「船舶に設置する原子炉（研究開発段階にあるものを除く。）の設置、運転等に関する規則」に改める。

第二条中「法第五十九条第一項」を「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（以下「法」という。）第五十九条第一項」に改める。

第十五条第五号中「第二条第三号」を「第三条第三号」に改める。

様式第一から様式第七までの規定中「主務大臣」を「原子力規制委員会」に改め、同様式の備考2を削り、備考3を削る。

様式第八の表面中「主務大臣」を「原子力規制委員会」に改め、同様式の備考2を削り、同様式の備考1を同様式の備考2とし、同様式の裏面中「文部科学大臣、経済産業大臣、国土交通大臣又は」を「原子力規制委員会、文部科学大臣、国土交通大臣又は」に、「（文部科学大臣、経済産業大臣」を「（原子力規制委員会」に、「区分（核原料物質使用者」を「区分（同項各号の当該区分にかかわらず、核原料物質使用者については原子力規制委員会」に、「、第64条第3項各号の当該区分にかかわらず、文部科学大臣」を「文部科学大臣、経済産業大臣又は国土交通大臣は、第65条」を「原子力規制委員会又は国土交通大臣は、第65条」に、「第28号」を「第27号の2から第27号の4まで、第28号」に改め、同様式を様式とする。

（核燃料物質の受託貯蔵に関する規則の一部改正）

第三条　核燃料物質の受託貯蔵に関する規則（平成十二年総理府令第百二十五号）の一部を次のように改正する。

「主務大臣」を「原子力規制委員会」に改める。

第一条第二号中「（核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（以下「法」という。）第六十条第一項各号に掲げる受託貯蔵者の区分に応じ、当該各号に定める大臣をいう。以下同じ。）」を削る。

第二条中「法第六十条第一項」を「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（以下「法」という。）第六十条第一項」に改める。